

プレスリリース

平成 19 年 11 月 15 日

各 位

103-0025
東京都中央区日本橋茅場町 2-8-7
ミヤジマビル 7 階
社団法人 日本毛皮協会
理事長 水野 昌一
TEL03-3663-1120 FAX03-3663-1439

「ラクーン」の表記に関して(3)

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は弊協会の活動にご理解ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件、去る 9 月 5 日付及び 10 月 24 日付プレスリリースにおいて、各関係方面及び弊協会の見解をお知らせいたしました。公正取引委員会より「売り場が未だに混乱している」との指摘があり、下記のような指導を受けましたので、お知らせいたします。

記

主に、アパレル会社がトリミングとして使っているタヌキの毛皮の表示について、単に「チャイニーズラクーン」又は「コリアンラクーン」、「ラクーン」などと表示されているものがありますが、これらについては、消費者がアライグマの毛皮と誤認するおそれがありますので、タヌキの毛皮であることを表示し、消費者が誤認しないようにしてください。

【許容される表示例】

- 1) 毛皮
- 2) 毛皮(タヌキ/原産国+ラクーン) 例) 毛皮(タヌキ/チャイニーズラクーン)
- 3) タヌキ(原産国+ラクーン) 例) タヌキ(チャイニーズラクーン)

以上